

消費税軽減税率制度が実施されます！

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税軽減税率制度が実施されます。

税務署では 軽減税率制度の説明会を開催（無料） しておりますので、是非、ご参加ください。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品	飲食料品とは、食品表示法上に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	対象となる新聞は、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



平成31年（2019年）10月に向けて、準備を確認しましょう。

29年（2017年）～31年（2019年）

準備期間

10月

31年（2019年）～35年（2023年）

区分記載請求書等保存方式

10月

35年（2023年）～

インボイス制度

- 飲食料品・新聞を **販売（売上げ）** している
 - 販売商品が10%か8%かの確認
 - 請求書やレシートに軽減対象品目の記載及び税率ごと（10%及び8%）の合計額の記載
 - 複数税率に対応したレジ等の準備
- 飲食料品・新聞を **購入（仕入れ）** している
 - 購入商品の税率、請求金額に誤りがないか確認
 - 購入商品を10%と8%に区分して帳簿に記載

